



大分市指令第 4620 号

許 可 証

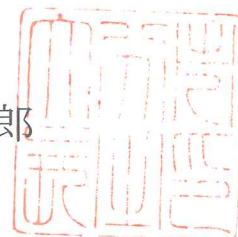
住所 大分市大字下郡3260番地の10

氏名 株式会社環境整備産業
代表取締役 尾形 嘉博

平成31年2月15日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

平成31年3月12日

大分市長 佐藤 樹一郎



- 許可期間 平成31年4月1日から
平成33年3月31日まで
- 収集、運搬の区分 収集・運搬
- 一般廃棄物の種類 特定家庭用機器廃棄物
積替え・保管の有無 有
- 収集運搬車両の種類及び台数 コンテナ車 12台 キャブオーバ 2台
- 許可の条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに大分市
廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例等関係法令
を遵守すること。
(2) 廃棄物の収集運搬に当たっては、大分市に登録した
車両以外は使用しないこと。
(3) 合併日前の野津原町の区域は事業所から排出された
特定家庭用機器廃棄物に限る。